

農商工労働常任委員会 議事次第

令和7年1月17日（金）

午後1時30分～

於：第7委員会室

1 開 会

2 確認事項

3 所管事項の調査

「森林環境譲与税の活用状況と課題について」

参考人：一般財団法人 京都森林経営管理サポートセンター
理事長 川戸 修一 氏

4 その他

5 閉 会

令和6年度 委員会運営に関する申合せ（案）

（令和6年6月6日）
改正 令和7年1月 日

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

| | |
|------|--|
| 1 日目 | 1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会 |
| 2 日目 | 1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（○○○○部） 6 閉会 |
| 3 日目 | 1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会 |

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

| | |
|-----|---|
| 1 日 | 1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会 |
|-----|---|

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

| | | |
|-----|--|-----------|
| 1 日 | 1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会 | * 該当委員会のみ |
|-----|--|-----------|

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 1 日 | 1 開会 |
| | 2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告） |
| | 3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳 |
| | 4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ |
| | 5 閉会 |

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1 - 1

※特別委員会の年間運営 別紙 1 - 2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

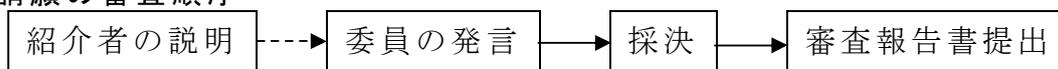
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注）委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。 **別紙4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。

- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿
(1月17日)

| 【農林水産部】 | |
|---------|---------|
| 農林水産部技監 | 青 山 義 久 |
| 農政課長 | 福 田 純 一 |
| 林業振興課長 | 塚 脇 健 |

(計 3 名)

森林環境譲与税の 活用状況と課題について

令和7年1月17日

閉会中常任委員会（農商工労働常任委員会）

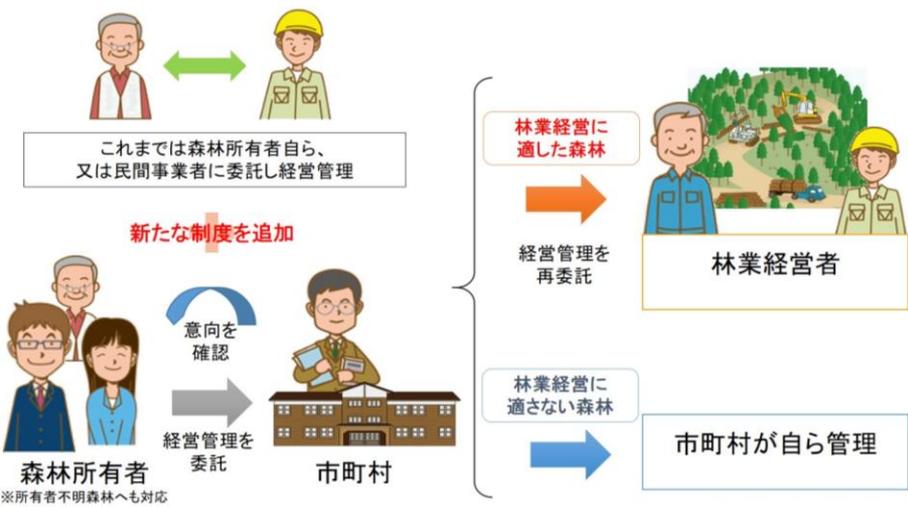
農林水産部 林業振興課 作成

森林環境税と森林環境譲与税の創設経緯

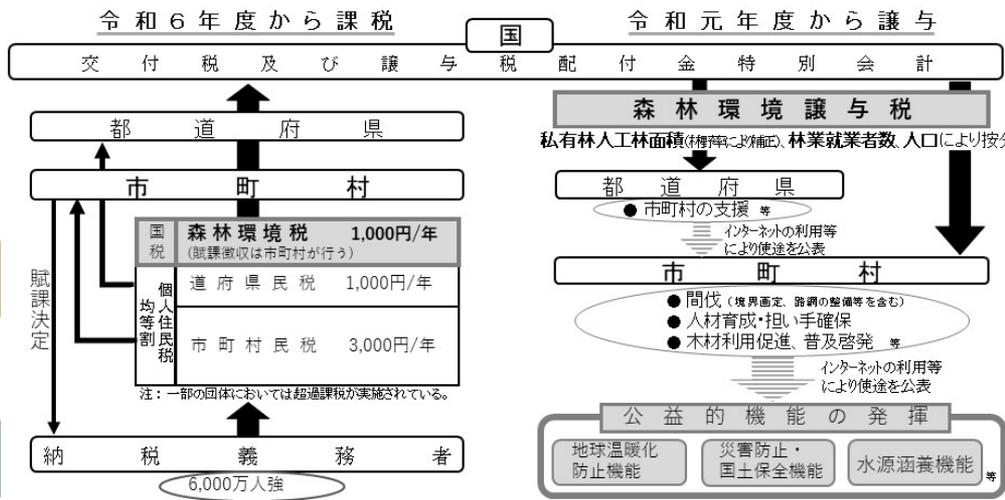
○林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増加する中、令和元年度に、**市町村が中心となり森林整備を進める仕組み**として「**森林経営管理制度**」がスタート

○**森林経営管理制度による森林整備等を進めていくための地方財源を安定的に確保**することを目的として、令和元年度に「**森林環境税・森林環境譲与税**」が創設

森林経営管理制度の仕組み



森林環境税・森林環境譲与税の仕組み



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ仕組み

森林整備等のために必要な費用を
国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

出典：林野庁HP

出典：林野庁HP

森林環境税と森林環境譲与税の概要

森林環境税

- ✓令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの

森林環境譲与税

- ✓市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、
①私有林人工林面積、②林業就業者数、③人口
の客観的な基準で按分して譲与
- ✓森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、以下の用途に充てることとされている

市町村においては、

- ・ 間伐等の「森林の整備に関する施策」
- ・ 人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」

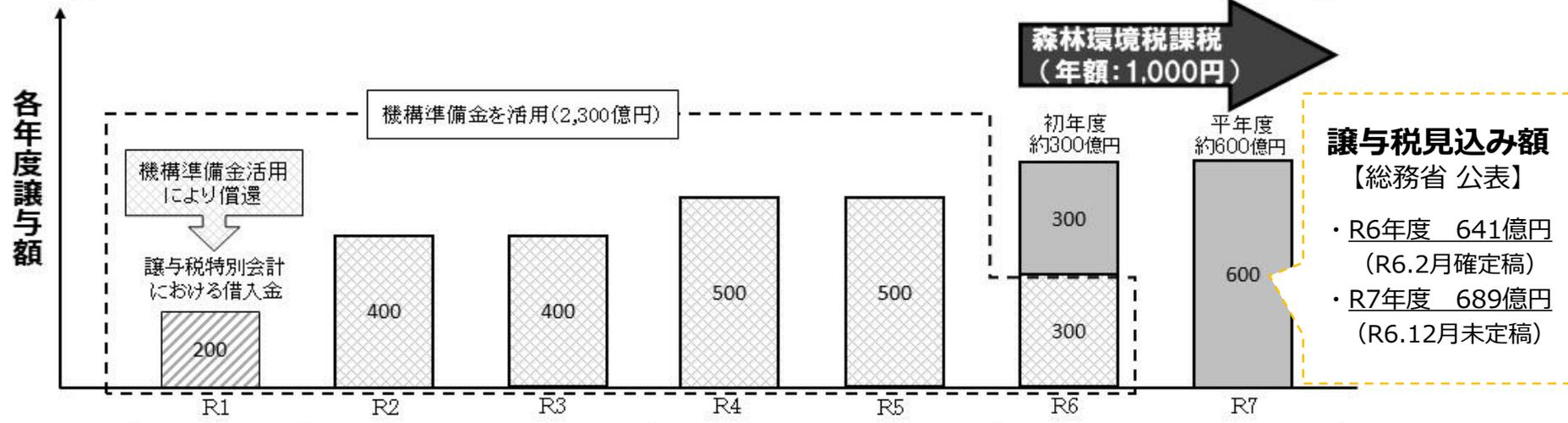
都道府県においては、

- ・ 「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」

森林環境譲与税の譲与額

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



| | | | | | | |
|---------|-------|-------|---|-------|---|-------|
| 市: 県の割合 | 80:20 | 85:15 | | 88:12 | | 90:10 |
| (市町村分) | 160 | 340 | → | 440 | → | 約540 |
| (都道府県分) | 40 | 60 | → | 60 | → | 約60 |

【譲与基準】 *R6以降の年度分の譲与税について適用

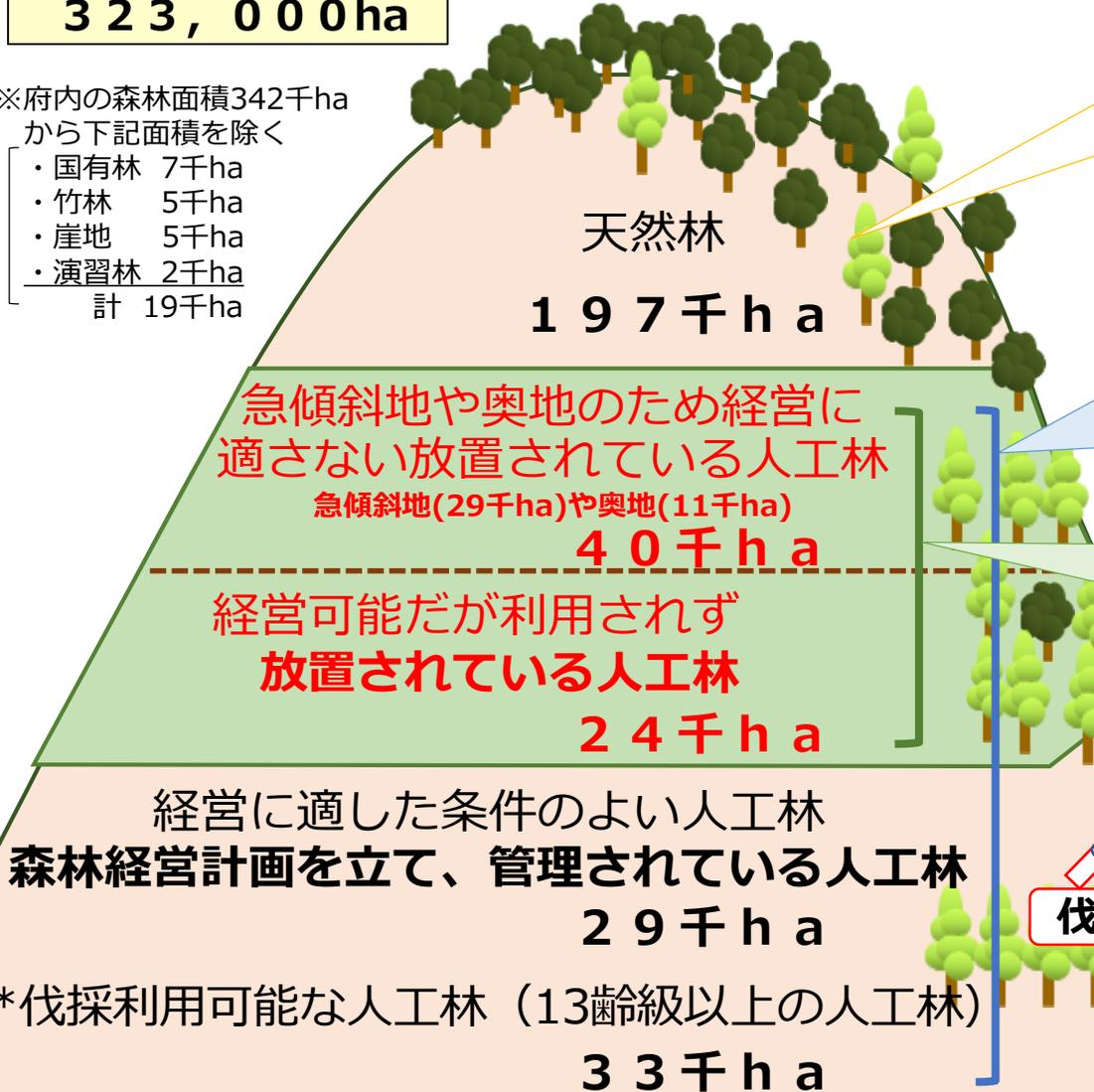
| | | | |
|-------|---------------------------------|----------------|----------|
| 市町村分 | 55% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正) | 林野率 | 補正の方法 |
| | 20% : 林業就業者数 | 85%以上の市町村 | 1.5倍に割増し |
| 都道府県分 | 25% : 人口 | 75%以上85%未満の市町村 | 1.3倍に割増し |
| | 市町村と同じ基準 | | |

府内の森林資源の現状

府内の民有林面積
323,000ha

※府内の森林面積342千haから下記面積を除く

- ・国有林 7千ha
- ・竹林 5千ha
- ・崖地 5千ha
- ・演習林 2千ha
- 計 19千ha



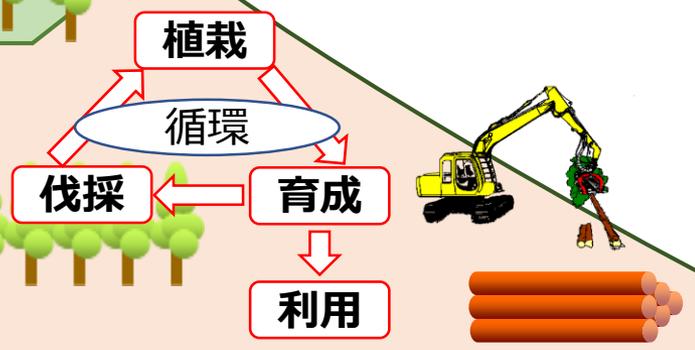
天然林 (自然に育った林)
197,000ha (61%)

- ・広葉樹を中心として様々な樹種で構成
- ・基本的には手入れは不要。
- ・多面的機能が人工林に比して高い。

人工林 (用材を目的に植えた林)
126,000ha (39%)

- ・主にスギ、ヒノキ、マツ林
- ・間伐等により林内に日光が届くようにしなければ林床の植生が貧相となり、土壌が流出しやすく災害の原因となりやすい

間伐などの手入れがされず、
現在、経営されていない人工林
64,000ha



「京都府」の森林環境譲与税の活用方針と活用状況

京都府の活用方針

- 森林経営管理制度に取り組む**市町村の支援に重点的に活用**
- その他、**森林整備の推進に必要な「人材育成」**や「**木材利用促進**」等の**府全域にわたる広域的な取組**に活用

活用状況

- 令和元年度から令和5年度までに譲与された**約5.1億円のうち、これまでに約4億円を活用**
- 残りの約1億円については、今後の森林・林業施策に有効に活用するため基金に積み立て

これまでの主な取組内容

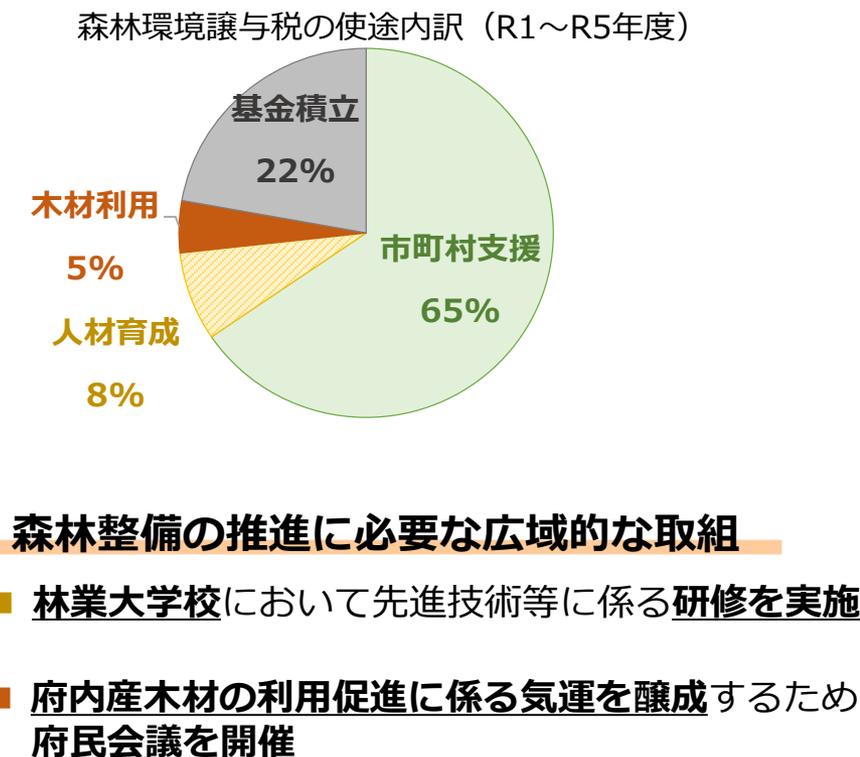
森林経営管理制度に取り組む市町村の支援

- **京都森林経営管理サポートセンター**※による**伴走支援**
(市町村の取組進度に応じた企画提案や相談窓口対応等)

※ (一財) 京都森林経営管理サポートセンター

・ 市町村の取組を人員体制面及び技術面で支援することを目的に京都府、市長会、町村会が共同で出資し令和2年に設立

- 市町村職員を対象とした森林・林業に係る専門的な知識・技術に関する研修会の開催



「府内市町村」の森林経営管理制度の進捗状況と課題

○ R5年度末時点で17市町村4,796haで森林所有者の意向調査が完了するなど、着実に取組が進捗している一方で、**集約化※1された事業地(集積計画の作成)**は、15市町村465haにとどまっている

取組を進める上での今後の課題

- 1 **森林の境界明確化や所有者探索等に多大な時間を要していることから、取組の加速化が必要**
- 2 **森林所有者から同意が得られた森林がモザイク化※2し、集約化が進んでいないことから、市町村だけでなく、地域の関係者が一体となって集約化に取り組むことが必要**

R5年度末時点における府内市町村の取組状況

| | | |
|------|-----------------------------|-------|
| 事前準備 | 実施地域の調査 所有者探索 境界明確化など | 20市町村 |
|------|-----------------------------|-------|

| | | |
|----------|-------------|--------------------|
| 所有者の意向確認 | 森林所有者への意向調査 | 17市町村 (4,796ha) |
|----------|-------------|--------------------|

意向調査の結果を基に集約化

| | | |
|--------|----------------------------|------------------|
| 事業地の集約 | 「集積計画」の作成 (市町村に経営管理を委託) | 15市町村 (465ha) |
|--------|----------------------------|------------------|

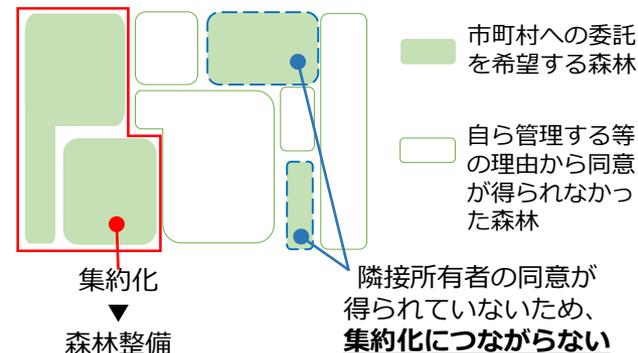
| | | |
|------|--------------------------|-----------------|
| 森林整備 | 「配分計画」の作成 (林業事業体に再委託) | 4市町村 (256ha) |
| | 市町村による管理 | 9市町村 (66ha) |

※1 集約化

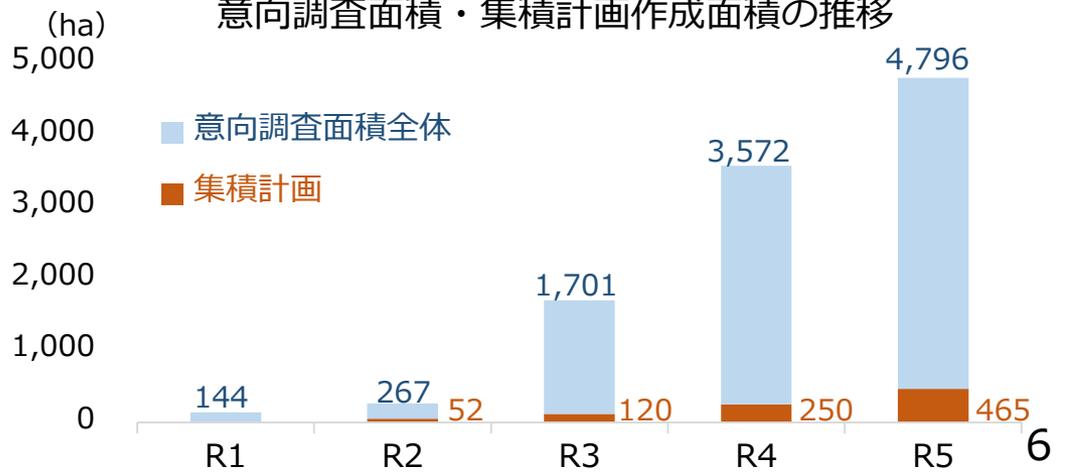
面的なまとまりを持った森林整備を行うため、複数の所有者の同意をとりまとめること

※2 森林所有者から同意が得られた森林のモザイク化

市町村へ委託を希望する所有者の森林が点在・分散している状態



意向調査面積・集積計画作成面積の推移



課題への対応と「京都府」の森林環境税譲与税の活用に係る方向性

課題 1 森林の境界明確化や所有者探索等に多大な時間を要していることから、取組の加速化が必要

対応

航空レーザ解析により森林情報の精度向上を図るとともに、森林クラウド導入により関係者との円滑な情報共有体制を構築する

課題 2 森林所有者から同意が得られた森林がモザイク化しており、事業地の集約化が進んでいない

対応

市町村、森林組合や林業事業体などの関係者が地域のまとめ役となって合意形成を進める取組等を支援する

○以上のとおり、市町村の取組における課題解決に向けて森林環境譲与税を活用

○市町村のニーズを把握し、効果的な活用を検討していくことが必要

<参考> 「府内市町村」の森林環境譲与税の活用状況

- これまで多くの市町村では、所有者の意向調査などに相当の期間を要してきたことから、R5年度末時点の森林環境譲与税の活用率は53%にとどまっている状況
- 市町村の取組の進捗に応じて年々活用額が増加してきており、今後、森林経営管理制度の取組が進むことで、活用額はさらに増加する見込み

